

**一般社団法人 ファイナンシャル・アドバイザー協会  
ガイドライン策定・検討委員会規程**

(目的)

第1条 ガイドライン策定・検討委員会（以下「委員会」という。）は、会員の品質向上に資することを目的に、理事会の諮問に応じて、以下の業務を行い、理事会に対し結果及び意見を答申する。

- (1) 会員の遵守すべきガイドラインの策定及びモニタリングの実施に関する検討
- (2) 「顧客本位」を極めるためのアドバイザーのベスト・プラクティスの策定に関する検討

(改廃)

第2条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て、理事長が決定する。

(構成)

第3条 委員会は、2名以上の委員により構成される。

- 2 委員は、理事会の決議を経て、理事長が選任する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長は副委員長を指名することができる。
- 5 委員長は、委員会の議長を務める。
- 6 委員の任期は1年とし、欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(開催)

第4条 委員会は、原則として年6回（偶数月）開催する。但し、必要に応じ、臨時に委員会を開催することができる。

(招集)

第5条 委員会の招集は、委員長が開催日の1週間前までに行う。

(委員の報酬)

第6条 委員の報酬は、理事会の決議を経て、理事長が決定する。

以上

制定：令和4年6月14日